

湖南広域行政組合監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、管理者から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和4年11月22日

湖南広域行政組合監査委員 平井文雄
湖南広域行政組合監査委員 高田正司

【定期監査】

令和4年3月25日告示分

監査対象：北消防署

意見・指摘事項	措置状況等
職員管理について、特に業務の集中する時期などは適正かつ流動的な職務分担に努め、時間外勤務が特定の職員に集中しないように留意すること。	業務内容の把握ならびに業務管理を行い、流動的な職務分担及び人員構成となるよう配慮し、特定の職員に業務が集中しないように努めます。
業務マニュアル・事務処理フローの整備は重要であり、常に見直しをするとともに、必要と思われる事務等について、未整備のものは早急に整備し、重要な事務については、個々の手続きについてフロー図等を作成し業務の遂行すること。	査察業務については湖南広域消防局査察規程、事務処理要綱、立入検査標準マニュアル等に基づき実施しています。 他の業務についても、煩雑な事務、重要な事務については適宜フロー図の作成を検討し、業務の遂行にあたります。
各種団体の事務取扱は、準公金であるという認識のもと、リスクを伴う事務であることから、組合で「準公金取扱要領」を定めています。2つの各種団体について実査したところ、出納簿の記載や確認方法に一部不備が認められたので、適正な事務の取扱いに努めること。	出納簿及び差引簿等の記載事項の見直しを行うとともに、上席者による定期的な確認体制について再周知を行い、遺漏のないよう適切な事務に努めます。
庁舎備え付けのAEDの点検について、毎日点検し記録されていましたが、記録方法に不備が認められたので改善すること。	点検記録簿の記載内容の見直しを行い、管理責任の所在を明らかにするとともに、所属に配置のAED管理責任者が中心となり、適切な点検ならびに記録管理を実施します。